

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

### 第1 再審査請求の趣旨及び経過

#### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

#### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、新聞配達員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、就労場所からバイクを運転して帰宅する途中、転倒して負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、直ちにC病院に救急搬送され、「急性硬膜下血腫」、「交通外傷」、「頭蓋骨骨折」と診断された。請求人は、その後、複数の病院において療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

### 第2 再審査請求の理由

（略）

### 第3 原処分庁の意見

(略)

### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 事実の認定及び判断

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

#### 2 当審査会の判断

(1) 再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）の主張及び本件に係る医師の意見書によれば、請求人に残存する障害として検討すべきものは、高次脳機能障害、身体性機能障害及びてんかんであると認められる。

#### (2) 高次脳機能障害について

D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、意思疎通能力：障害なし、問題解決能力：わずかに喪失、持続力・持久力：多少喪失、社会行動能力：わずかに喪失と評価しており、一方、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、意思疎通能力：障害なし、問題解決能力：わずかに喪失、持続力・持久力：わずかに喪失、社会行動能力：わずかに喪失と評価している。すなわち、両医師の請求人の高次脳機能障害に関する評価は持続力・持久力について差異があることが認められる。

この点、請求代理人は、審査請求の理由において、要旨、請求人は事故前には体力に自信があったが、今は仕事をするのがつらくて自己判断で休むと述べており、C病院のリハビリ記録には、請求人の弁として「職場は無理させようとするけど、俺は途中で止めて休んじゃう。」と記載されている。

「神経系統の機能又は精神の障害に関する障害等級認定基準」（平成15年8月8日付け基発0808第2号）によると、持続力・持久力の低下とは作業負荷に対する持続力・持久力の低下とされ、精神面における意欲、気分又は注意の集中の維持力・持久力の低下について判断することとされているところ、改めて一件記録を精査したが、請求人には作業負荷に対する肉体的な持久力の

低下があることは認められるものの、精神面における持続力・持久力については、わずかな困難があるにとどまるとみることが相当である。そうすると、当審査会としても、上記E医師の所見を妥当と思料し、請求人に残存する高次脳機能障害の程度は、障害等級第14級の9に該当すると判断する。

(3) 身体性機能障害について

D医師は平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の麻痺の程度について、「右下肢軽度痙攣性麻痺」と記載しているが、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「独歩来院しており、麻痺は明らかでない。（中略）明らかに誤記である。」と上記麻痺所見を明確に否定している。

したがって、右下肢単麻痺は、障害等級に該当しない。

(4) てんかんについて

てんかんの障害の程度は、決定書理由に説示のとおり、障害等級第9級の7の2に該当する。

- (5) 以上を総合すると、請求人にはてんかん（第9級の7の2）及び高次脳機能障害（第14級の9）が認められるところ、当審査会としても、総合的に判断して、請求人に残存する障害の程度は、障害等級第9級に該当すると判断する。
- 3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害は障害等級第9級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対しても障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。